

みどりのリサイクルをご利用の皆様へ

みどりのリサイクルは、家庭から出る剪定枝等を回収しており、造園業や農業などの事業活動で生じたものは搬入することができません。

廃棄物等の適正処理を図っていくために、搬入確認書へのご記入をお願いします。

搬入確認書

該当するものにレ点を入れてください。

☐ 家庭から出る落ち葉、草花、枝（長さ 1m、太さ 15cm までのもの）

※木製品や木製品を解体したもの、加工したもの、木や竹の根、危ないもの、かぶれるもの、
毒性を有するもの、腐敗しているもの、野菜・果実は持ち込みできません。

☐ 自治会・清掃奉仕活動から生じたもの

※上記の事業系廃棄物は、浜松すみどりのリサイクル事業に関する要綱で搬入を認めています。

☐ 脚立使用時には自己責任のもとで使用します。

上記のとおり相違ありません。

____年 ____月 ____日

住所 浜松市 _____区

氏名 _____

※太枠内を記入してください。

事務局記入欄

特記事項	
------	--